

京 都 大 学 危 機 管 理 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(危機管理計画の作成等)</p> <p>第2条 (1)～(5) 2] (略)</p> <p>3 前2項の規定は、部局の長（事務本部にあつては総務担当の理事。以下同じ。）が危機管理体制の充実を図る場合に準用する。この場合において、「理事等は」、「危機管理計画」とあるのは、それぞれ、「部局の長は」、「部局危機管理計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(危機管理計画の作成等)</p> <p>第2条 (1)～(5) 2] (同 左)</p> <p>3 前2項の規定は、部局の長（規程別表（第4条関係）に掲げる組織にあつては総務担当の理事。以下同じ。）が危機管理体制の充実を図る場合に準用する。この場合において、「理事等は」、「危機管理計画」とあるのは、それぞれ、「部局の長は」、「部局危機管理計画」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則（令和7年9月総長裁定） この細則は、令和7年10月1日から施行する。</p>